

上越市立美守小学校 いじめ防止基本方針

平成27年1月 策定

1 いじめ防止についての基本的な考え方

いじめは、いじめを受けた子どもの教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある重大かつ深刻な人権問題である。また、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうる。これらの基本的な考えを基に教職員が日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。

何より学校は、子どもが教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場ではなくてはならない。子ども一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。そうした中で、児童生徒が自己肯定感や自己有用感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

「いじめ・不登校対策委員会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、子どもからの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう、組織として対応する。校長、教頭、教務主任、生活指導主任、生徒指導部員、養護教諭等で構成し、必要に応じて、学校訪問カウンセラー等と連携する。

(1) 「いじめ防止対策組織」の役割

ア 「いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・すこやかアンケート、QUテスト、学校評価アンケート等で、学校におけるいじめ防止対策の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・各種アンケート、教育相談等の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効あるいじめ防止対策に努める。

ウ 子どもや保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・随時、学校だよりやホームページ等を通して、いじめ防止の取組状況や学校評価結果等を発信する。

エ いじめに対する措置（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、正確な事実の把握に努め、問題の解消に向けた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携して対応する。
- ・問題が解消したと判断した場合も、その後の子どもの様子を見守り、継続的な指導・支援を行う。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

ア 子どもの関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。

イ 子どもの活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。

ウ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。

エ 情報モラル教育を推進し、子どもがネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

(2) いじめの早期発見の取組

ア アンケートにもとづく教育相談を定期的に実施（年2回）し、子どもの小さなサインを見逃さないように努める。

イ 教師と子どもとの温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。

ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、子どもが相談しやすい環境を整える。

(3) いじめに対する措置

ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ・不登校対策委員会」を中心に組織的に対応する。

イ 被害者を守り通すという姿勢で対応する。

ウ 加害者には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。

オ いじめが起きた集団への働きかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。

カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

4 重大事態への対応

(1) 重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告をし、「重大事態対応の流れ」に基づいて対応する。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ・不登校対策委員会」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査結果については、被害児童生徒、保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

(1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については、PDCAサイクル（PLAN→DO→CHECK→ACTION）で見直し、実効性のある取組となるよう、努める。

(2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施（7月・11月）し、「いじめ・不登校対策委員会」でいじめに関する取組の検証を行う。

6 その他

(1) いじめ防止に関する校内研修を年2回計画し、児童生徒理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。

(2) 「いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ配布するとともに、ホームページに掲載する。

(3) 長期休業中の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。

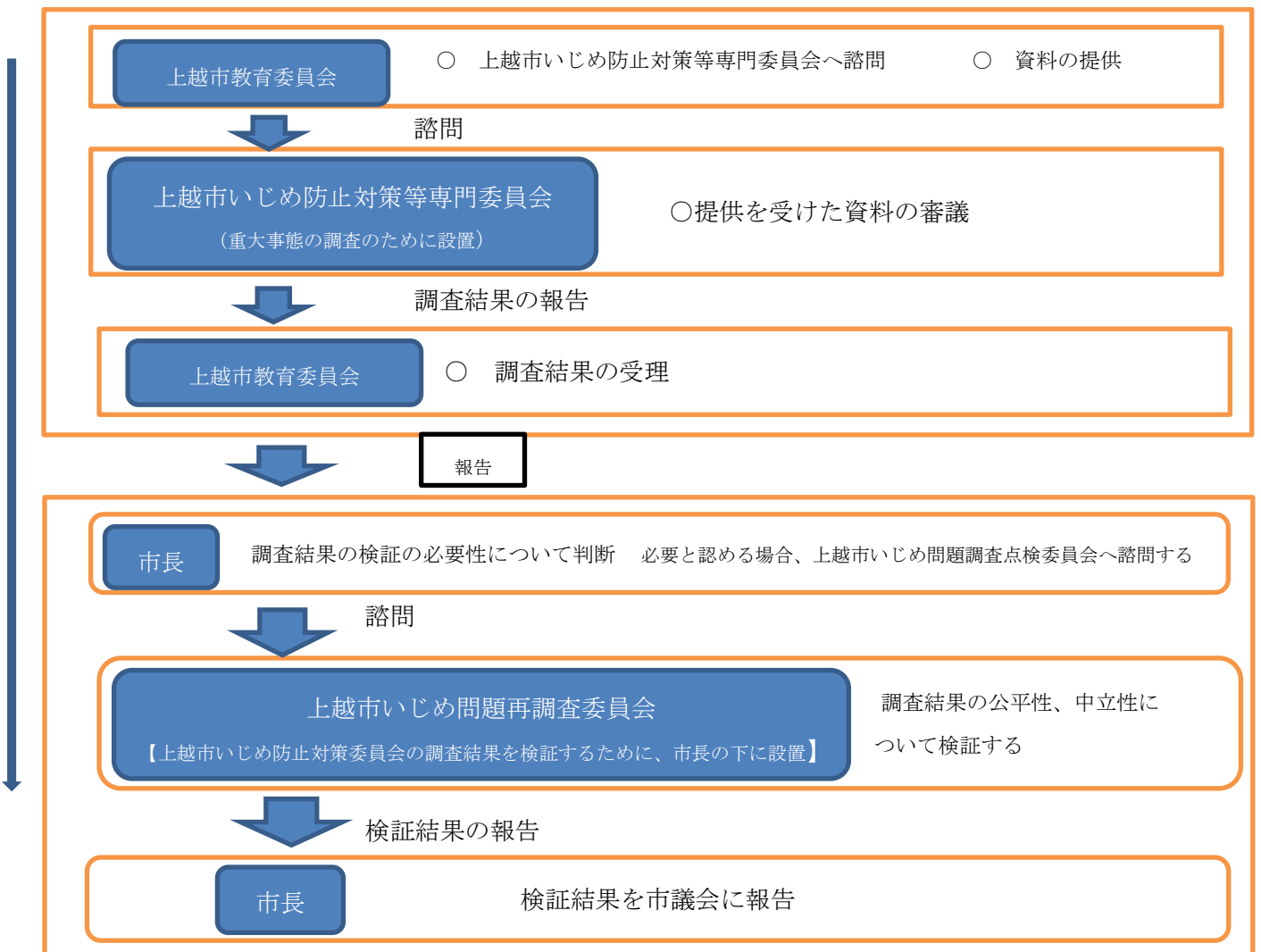
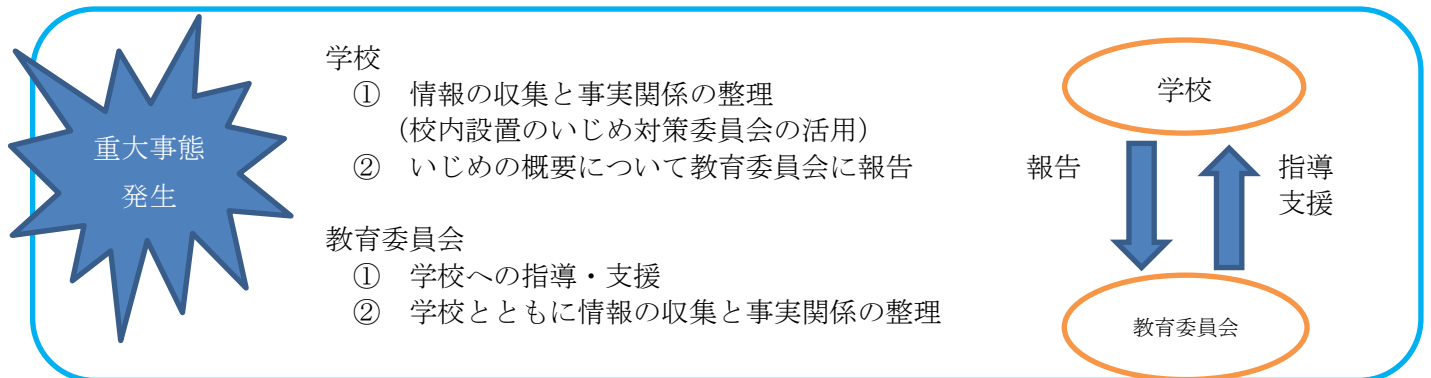
(4) 定期的に行う「子どもを知る会」で、生徒指導に関する情報交換を行い、いじめに関する情報交換を行い、いじめに関する情報共有を図る。

重大事態発生時の対応の流れ

想定される重大事態

子どもがいじめを受けたことにより、

- 子どもが自殺を企図した場合
- 身体に重大な障害を負った場合
- 金品に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- いじめにより子どもが、相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（*「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえて年間 30 日を目安とするが、日数だけでなく、ここの状況等を十分把握した上で判断する。）などの状況となったこと
- 子どもや保護者から「重大事態」に至ったと申し立てがあった場合



<取組の年間計画>

期	「いじめ・不登校 対策委員会」	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
1期	○「いじめ防止基本方針」の内容確認 ○職員研修	○相談室や学校訪問 カウンセラーの児童 や保護者への周知 ○学級開き ○ファミリー遠足 ○すこやか朝会	○いじめ相談窓口の 子どもや保護者に対 する周知 ○発育測定 ○子どもを知る会 ○すこやかアンケート (ホットタイム)	○PTA総会、学級懇談 会での「学校いじめ基 本方針」の説明 ○家庭訪問 ○体育大会 ○PTA奉仕活動
2期		○学校カウンセラーと の連携 ○道徳・同和教育 一斉公開(参観) ○子育て講演会 ○すこやか朝会	○学校生活アンケート ○Q-Uテスト(1回目) ○子どもを知る会 ○教育相談	○学校運営協議会委員 への授業公開 ○学級懇談会 ○保護者への学校評価 アンケート ○個別懇談 ○PTA奉仕活動
3期		○すこやか朝会	○発育測定 ○児童評価アンケート ○子どもを知る会 ○すこやかアンケート (ホットタイム)	○学校運営協議会委員 への授業公開 ○文化祭 ○フリー参観 ○学校運営協議会委員 による評価 ○運転手さんへの手紙 渡し
4期	○職員研修②	○保健指導 (命の大切さ) ○情報モラル指導 (ネットトラブル) ○すこやか朝会	○子どもを知る会 ○Q-Uテスト(2回目)	○個別懇談 ○保護者への学校評価 アンケート ○PTA奉仕活動
5期	○学校関係者評価の 結果を検証し、「いじめ 防止基本方針」の見直 し	○すこやか朝会 ○6年生を送る会 ○卒業式	○発育測定 ○児童評価アンケート ○子どもを知る会 ○すこやかアンケート (ホットタイム)	○学校運営協議会委員 による評価 ○学校運営協議会委員 への授業公開
通 年	○校内のいじめに関す る情報収集 ○対応策の検討 ○生徒指導フォルダを 利用した情報共有	○全校朝会の実施 ○道徳教育、体験活動 の充実 ○分かる授業の実践	○健康観察の実施 ○学校訪問カウンセラ ーによる相談	○あいさつ運動の実施 (学期に1～2回)

